

## 愛媛県図書館協会研修部会規約

### (名称及び事務所)

第1条 この会を愛媛県図書館協会(以下「協会」という。)研修部会(以下「部会」という。)と称し、事務所を愛媛県立図書館に置く。

### (目的)

第2条 部会は、図書館員の教養の向上、研究、連携を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 部会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 研修会
- (2) その他必要と認める事業

### (役員)

第4条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部長 1名
  - (2) 副部長 1名
  - (3) 委員 若干名
- 2 役員は協会総会において承認を得る。

### (役員任期)

第5条 部長は愛媛県立図書館より選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 副部長及び委員は東中南予から選出し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

### (役員職務)

第6条 部長は部会を代表し、会務を掌理する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員は会務を執行し、地区会員の連絡調整に当たる。

### (役員会)

第7条 役員会は年1回開催する。ただし、必要に応じて、協会長の承認を得て臨時に開催することができる。

2 役員会の議長は部長が当たる。

3 役員会は、事業の立案、協会総会で行う事項の審議、その他重要な議案を審議する。

(規約の改正)

第8条 この規約の改正は、協会規約第18条によるものとする。

(経費)

第9条 部会の経費は、協会の経費によるものとする。

附 則

この規約は、昭和55年4月1日から施行する。

2 この規約施行前の規定により、選任された役員については、改正後の規定により選任されたものとみなす。

3 愛媛県図書館協会青年部会規約(昭和39年11月24日)は廃止する。

附 則

この規約は、平成19年5月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年6月27日から施行し、同年4月1日から適用する。